



ただいま扶養認定の資格を確認中です



令和4年7月28日時点の特別認定（扶養手当の受給対象外）の被扶養者について確認を行っています。

下表は「取消」となる主な事由について掲載しています。対象となった場合は至急手続きが必要となりますので、所属所事務担当者へ申し出てください。

なお、取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。長い期間をさかのぼっての取消は、医療費の返還額が高額になることがありますのでご注意ください。

また、確認書類が提出されない場合は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第4項及び第100条第2項の規定により組合員証等が無効となりますので、提出書類は期限までに必ず提出してください。

収入超過	<p>①年額 130万円（障害年金または60歳以上の公的年金受給者は 180万円）以上の収入となった、または見込まれる。（非課税の障害年金、遺族年金、財形年金、個人年金も収入に含みます。） 【年金証書・年金改定通知書等で確認してください。】 なお、事業所得、不動産所得、農業所得、株等の譲渡所得などのある場合は、<u>社会通念上必要と認められる経費（※）</u>を総収入から控除した額を収入とします。 【確定申告書（収支内訳書含む）で確認してください。】 ※税法上の必要経費とは一致しませんので、詳しくは共済組合までご連絡ください。</p> <p>②アルバイト・パート等の変動的な収入（手当等も含む）が3カ月連続で基準月額108,334円（障害年金または60歳以上の公的年金受給者は、年金月額と合算した額が 150,000円）以上となった。 【給与明細書（複数社ある場合は合算）や、年金受給の方については年金証書・年金改定通知書等で確認してください。】</p> <p>取消に該当した場合は、確認書類が取消申告書の添付書類となりますので、写しをご準備ください。 なお、給与収入の書類は、基準月額未満（1カ月）+基準月額以上（3カ月）の引き続く4カ月分の明細書が必要となります。</p>
別居	<p>①同居を認定要件とする被扶養者と別居した。 （「同居を認定要件とする被扶養者」とは、配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外となります。）</p> <p>②別居している被扶養者（配偶者、子を除く）への仕送り額が少なくなった場合は、基準を満たしているかを以下の式でご確認ください。$B \geq D$ かつ $B > C$ でなければなりません。 （A：被扶養者の収入）+（B：組合員からの仕送り額）+（C：組合員以外からの仕送り額）$\times 1/3 = D$</p>
結婚 離婚 死亡 自立	組合員が扶養しなくなった。
就職等	他の健康保険等（後期高齢者医療制度も含む）に加入した、またはその被扶養者となった。 ※ <u>扶養手当受給対象者</u> のままであっても、他の健康保険が優先されるため、被扶養者の認定は取消となります。
雇用保険受給	日額 3,612円 以上の雇用保険の失業給付金を受給した。

※60歳未満の配偶者を収入超過、離婚、死亡により取り消す場合は、国民年金第3号の資格喪失（非該当）届けも必要です。

よくあるご質問

Q1

パート先の給料が3カ月連続で基準月額以上となり、被扶養者の取消をしました。翌月の給料を見たら基準月額未満となりましたが、再認定できますか？

Q2

給与収入の3カ月平均が基準月額以上となり、扶養手当の該当となくなりました。この場合、共済組合の被扶養者の取消しなければなりませんか？

Q3

年金改定により、改定後の年金額が認定基準月額以上となりました。この場合の取消日はいつになりますか？

A1

翌月からの再認定はできません。仕事を辞めた、または雇用条件が変わり恒常的収入が基準月額を明らかに下回ることが確実に認められるときは、再認定できます。

A2

共済組合は、「3カ月連続して基準月額以上」での取り消しです。3カ月平均ではありませんので認定は継続となります。

A3

被扶養者ご本人が年金の改定通知書を受領した日が取消日となります。年金送金日ではありませんのでご注意ください。

共済給付・年金グループ 017-734-9913